

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が長く活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間
2. 目標：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上にする。
3. 取組内容
 - ・年次有給休暇および半休における取得状況把握
 - ・年次有給休暇取得日数の少ない職員情報を管理者に報告し取得促進を促す